

# 税金

## ●原動機付自転車・小型特殊自動車

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
原動機付自転車等	原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車・名義変更申告	所有者が亡くなられた場合、手続きが必要です。 また、市外の方に名義変更され、置き場所が市外となる場合は、廃車手続き後に新しい所有者がお住まいの自治体での登録手続きが必要です。 なお、廃車の手続きは車両が手元から離れてから可能になります。	<b>【廃車の場合】</b> ・標識(ナンバープレート) ・標識交付証明書(保管している場合)  <b>【名義変更の場合】</b> ・標識(ナンバーを変更する場合) ・標識交付証明書(保管している場合)	市民課 住居表示係 1階 5番窓口  内線 344

## ●税金

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
税金	相続人代表者指定届(納税代理人申告書)	当市に個人市民税・県民税や軽自動車税の納税義務がある方が亡くなられた場合、関係書類を受領する相続人代表者の届出が必要です。		市民税課 2階 21番窓口 (個人市民税・県民税) 市民税 第一～四係 内線 304～307  (軽自動車税) 諸税係 内線 303・311
	※固定資産をお持ちの方 現所有(者に係る) 申告書(相続人代表)	相続による所有者移転の手続きが完了するまでの間、納税の管理や納税通知書を受け取って頂くための届出が必要です。申告書等は窓口に備え付けています。 (遺言書等ある場合は、担当までご相談ください。)		資産税課 管理係 2階 24番窓口  内線 313・314
	※固定資産をお持ちの方 共有固定資産代表者変更届出	共有名義の固定資産をお持ちの方で、共有代表者が亡くなられた場合、代表者変更の手続きが必要です。申告書等は窓口に備え付けています。		
	※固定資産をお持ちの方 未登記固定資産所有者変更届	法務局に登記していない「未登記固定資産」がある場合、所有者の変更届が必要です。 遺産分割協議書等が調いましたらお手続きください。	<b>【相続の場合】</b> ・遺産分割協議書 ・相続人全員の印鑑登録証明書 <b>【遺贈の場合】</b> ・遺言書 ・遺言者の死亡事項記載の戸籍謄本	
	※固定資産の納税管理人 だった方 納税管理人申告書 (廃止・変更)	納税管理人が亡くなられた場合、手続きが必要です。		
	未納市税の確認	亡くなられた方の市税に未納がある場合、手続きが必要です。		納税課 徴収第一～四係 2階 22番窓口  内線 321・338 327・329
	市税口座振替の停止	亡くなられた方が、口座振替により市税の納税をしていた場合、口座振替の停止等手続きが必要です。		納税課管理係 2階 22番窓口  内線 330・332